●香川県選挙管理委員会告示第16号

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年３月８日

香川県選挙管理委員会委員長　白　井　敏　雅

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会運営規程（平成20年香川県選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第１（第16条関係） （１）～（７）　略 （８）～(13)　略	別表第１（第16条関係） （１）～（７）　略 （８）　土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第５条第１項の規定による土地改良区の総代の選挙を管理する市町選挙管理委員会の指定に関すること。 （９）　土地改良法施行令第47条の規定による土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定についての意見に関すること。 (10)～(15)　略

附　則

１　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に在任している土地改良区の総代の選挙及びその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙により選任される総代の選挙については、この規程による改正前の香川県選挙管理委員会運営規程の規定は、なおその効力を有する。